

令和元年度

千葉県庁インターンシップ実習生募集案内

令和元年5月
千葉県

1 インターンシップの概要

千葉県では、学生の職業意識の向上及び県政に対する理解の促進を図るため、学生が休みとなる夏の期間を中心に、大学生・高校生等をインターンシップ実習生として受け入れ、県庁における就業体験の機会を提供します。

※ インターンシップ：学生の就業体験、就業実習

(1) 受入対象者

大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び高等学校等の学生・生徒

※ 県内外、公立・私立の別は問いません。

(2) 受入期間

原則として2週間以内

(3) 受入時期

原則として学生の夏休みの期間中を中心に受け入れます。

(4) 受入所属

知事部局・教育庁・企業局の本庁及び出先機関

高校生 24所属 57名

大学生等 101所属 203名

詳細は、「千葉県庁インターンシップ実習生受入計画書」をご覧ください。
千葉県ホームページで閲覧できます。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/soumu/jinji/internship/index.html>

(5) 昨年度の受入状況

昨年度は、133所属が募集をし、463名の申込がありました。

第一、第二希望ともに特定の所属に申込が集中する傾向があります。

申込に当たっては、「平成30年度千葉県庁インターンシップ実習生受入実施結果」（千葉県ホームページで閲覧できます。）も参考にしてください。

2 募集・申込

(1) 募集期間

令和元年5月17日（金）から6月13日（木）まで【申請書必着】

(2) 申込

大学・私立高等学校等を通じて、第一希望所属に申し込んでください。

- ※ 実習生の受入れは、協定の締結が前提となりますので、未締結の場合は別途総務部総務課（電話 043-223-2033）に連絡してください。協定締結の有無については、「協定締結大学等一覧」を確認してください。
- ※ 県立高等学校等は、教育庁教育振興部学習指導課（電話 043-223-4061）に申し込んでください。
- ※ 個人での申込はできませんので、希望される方は、大学・高等学校等にご相談ください。

（3）提出書類

- 千葉県庁インターンシップ実習生受入申請書
- 千葉県庁インターンシップ実習生受入申請書（個票）
- 千葉県庁インターンシップの取扱いに関する協定書の写し
- 傷害保険及び賠償責任保険の保険証書の写し等の書類

- ※ 申請書様式等は千葉県ホームページからダウンロードできます。
<http://www.pref.chiba.lg.jp/soumu/jinji/internship/index.html>

3 受入れ可否の決定

各所属で実習生の受入れの可否を決定し、大学・私立高等学校等に文書により通知します。（第一希望所属で受入否の場合、第二希望所属からも受入れの可否の決定を通知します。）

通知は、6月27日（木）に発送する予定です。

4 身分・服務等

（1）身 分

実習生は県職員の身分を有しません。

（2）報 酬

報酬、賃金、交通費、食費等一切支給しません。

（3）服 務

服務、守秘義務に関する誓約書を提出していただきます。

（4）事故責任

実習生及び教育機関は、傷害保険及び賠償責任保険に加入してください。

また、実習中の事故・損害に対しては自らの責任において対応していただきます。

5 問合せ先

知事部局：総務部総務課勤務制度管理班（電話 043-223-2033）

教 育 庁：教育庁企画管理部教育総務課人事給与室（電話 043-223-4143）

教育庁教育振興部学習指導課教育課程室（電話 043-223-4061）

企 業 局：企業局管理部総務企画課人事班（電話 043-211-8335）